

# 静岡県青少年環境整備審議会規則

公布 昭和36年10月4日静岡県規則第48号  
改正 昭和41年4月1日静岡県規則第17号  
昭和41年6月3日静岡県規則第23号  
昭和43年1月5日静岡県規則第1号  
昭和43年3月29日静岡県規則第8号  
昭和44年3月31日静岡県規則第7号  
昭和48年3月31日静岡県規則第17号  
昭和51年3月31日静岡県規則第48号  
昭和54年3月30日静岡県規則第20号  
昭和56年5月26日静岡県規則第28号  
昭和58年3月31日静岡県規則第30号  
昭和62年3月31日静岡県規則第32号  
昭和63年1月12日静岡県規則第1号  
平成10年3月20日静岡県規則第4号  
平成14年12月25日静岡県規則第64号  
平成21年3月31日静岡県規則第13号  
令和4年3月29日静岡県規則第11号

静岡県附属機関設置条例（昭和27年静岡県条例第60号）第2条の規定に基づき、静岡県青少年環境整備審議会規則をここに制定する。

## 静岡県青少年環境整備審議会規則

（趣旨）

**第1条** この規則は、静岡県附属機関設置条例（昭和27年静岡県条例第60号）第2条の規定に基づき、静岡県青少年環境整備審議会（以下「審議会」という。）の組織その他必要な事項を定めるものとする。

（組織）

**第2条** 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、関係公務員学識経験者等のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

（委員の任期）

**第3条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することを妨げない。

（会長及び副会長）

**第4条** 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

**第6条** 審議会に次の表の左欄に掲げる部会を置き、同表の右欄に掲げる所掌事務を分掌させる。

部 会	所 掌 事 務
第1部会	静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例（昭和36年静岡県条例第55号。以下「環境条例」という。）第7条第1項の規定による優良興行の推奨、環境条例第9条第1項の規定による有害興行の指定、同条第4項の規定による団体の指定及び環境条例第12条第1項の規定による有害広告物の指定並びに環境条例第11条第1項の規定による当該推奨又は指定の取消しに関する事項
第2部会	環境条例第7条第1項の規定による優良図書類の推奨、環境条例第9条第1項の規定による有害図書類の指定、同条第5項第3号の規定による団体の指定及び環境条例第10条第1項の規定による有害玩具類等の指定並びに環境条例第11条第1項の規定による当該推奨又は指定の取消しに関する事項
第3部会	環境条例第8条第1項の規定による優良環境の推奨及び特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例（昭和43年静岡県条例第25号。以下「キャンプ条例」という。）第3条の規定によるキャンプの禁止区域の指定並びに環境条例第11条第1項の規定による当該推奨の取消し及びキャンプ条例第5条の規定による当該指定の解除に関する事項

- 2 部会の委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。
- 4 部会長は、部会の会務を総括し、会議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 前条の規定は、部会に準用する。

(分科会)

**第7条** 審議会は、その定めるところにより、部会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の委員は、部会長が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、部会長がこれを指名する。
- 4 分科会長は、分科会の会務を総括し、会議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 第5条の規定は、分科会に準用する。

(議決の特例)

**第8条** 審議会は、その定めるところにより、部会又は分科会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(幹事)

**第9条** 審議会に、幹事若干人を置き、県職員のうちから知事が任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

**第10条** 審議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育課において処理する。

(委員)

**第11条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和41年4月1日規則第17号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和41年6月3日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

**附 則** (昭和43年1月5日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和43年3月29日規則第8号抄)

1 この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和44年3月31日規則第7号抄)

1 この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和48年3月31日規則第17号)

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和51年3月31日規則第48号)

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和54年3月30日規則第20号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和56年5月26日規則第28号)

この規則は、昭和56年6月1日から施行する。

**附 則** (昭和58年3月31日規則第30号抄)

(施行期日)

1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和62年3月31日規則第32号抄)

(施行期日)

1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和63年1月12日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成10年3月20日規則第4号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則** (平成14年12月25日規則第64号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成21年3月31日規則第13号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（令和4年年3月29日規則第11号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。